

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

手 引 書

令和7年2月

豊橋市 ゼロカーボンシティ推進課

目次

1	はじめに	4
	(1) 条例制定の背景・本手引書について	4
	(2) 留意事項	4
	(3) 用語の説明	4
2	条例の概要	6
	(1) 条例の目的	6
	(2) 条例の対象	6
	(3) 事業者の責務	6
	(4) 抑制区域	6
	(5) 条例に基づく手続き	7
	(6) 維持管理	8
	(7) 助言・指導や罰則等	9
	①報告の徴収・立入調査	9
	②助言・指導	9
	③勧告	9
	④公表	10
	⑤命令	10
	⑥罰則	10
	(8) 施行期日	10
3	条例に基づく手続き	11
	(1) 手続きの流れ	11
	(2) 各届出における必要書類	12
	(3) 具体的な手続き	13
	①市との事前協議	13
	②地域住民への説明会	13
	③工事着手の届出	14
	④工事変更の届出	15
	⑤工事完了の届出	16
	⑥工事中止の届出	16
	⑦標識の設置	16
	⑧事業承継の届出	17
	⑨事業廃止の届出	17
	(4) 手続きにおける注意点	18
	【参考】関連法令（抜粋）	19

<参考資料>	2 3
豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	2 4
豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則	2 9
（参考）太陽光発電設備の設置等に関する主な法令と市の所管課一覧	4 2
<様式集（記入例）>	4 4
事前協議申出書（様式第1号）	4 5
豊橋市太陽光発電事業工事計画届（様式第2号）	4 6
説明会概要報告書（様式第3号）	4 7
豊橋市太陽光発電事業工事変更届（様式第4号）	4 8
豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届（様式第5号）	4 9
事業承継届出書（様式第6号）	5 0
豊橋市太陽光発電事業廃止届（様式第7号）	5 1

1 はじめに

(1) 条例制定の背景・本手引書について

本市は、2021（令和3）年11月にゼロカーボンシティ宣言を行い、第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画を定めて2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2015（平成27）年度比46%削減、2050（令和32）年度でのゼロカーボンシティ実現を目指しており、その実現のため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進しています。

しかしながら、太陽光発電設備の普及に伴い、設置に起因する土砂の流出や、不十分な維持管理により住民の生活環境へ影響を及ぼすといった問題が全国的に生じており、今後、市内においても様々な問題が発生する懸念があることから、太陽光発電設備の設置や維持管理に関するルールを定めた「豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を令和6年12月に制定しました。

本手引書では、本条例に基づき豊橋市内において太陽光発電設備を設置する際に、それぞれの規定についての考え方・手続きの方法等について記載したものです。

(2) 留意事項

本手引書は、豊橋市内で太陽光発電事業を実施する場合に必要な本条例に基づく手続きについてその詳細を解説したものです。太陽光発電事業の実施には、他の関係法令も遵守する必要があります。

また、太陽光発電事業の実施にあたっては、適切に事業を実施するため、関係法令及び本条例を遵守することに加えて、「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）といった関係機関が示している資料を参考に事業計画を策定することが望ましいです。

(3) 用語の説明

本条例及び本手引書における用語については以下のとおりです。

再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)
FIT制度	再生可能エネルギー固定価格買取制度

太陽光発電設備	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物であって、太陽光を電気に変換するための設備及びこれに附属する設備（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）その他主たる用途が太陽光発電事業以外の工作物に設置するものを除く。）
太陽光発電事業	太陽光発電設備（太陽光発電設備の出力が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電設備により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）に限る。）を設置し、発電する事業
事業者	太陽光発電事業を行う者（FIT制度の認定の有無を問いません）
事業区域	太陽光発電事業の用に供する土地の区域
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物を所有する者 ・ 太陽光発電設備の出力の区分に応じて、それぞれ以下の事業区域の境界からの距離の範囲内に居住する者 <p>(1)太陽光発電設備の出力が50キロワット未満の場合：100メートル</p> <p>(2)太陽光発電設備の出力が50キロワット以上の場合：300メートル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると市長が特に認めた者

2 条例の概要

(1) 条例の目的

本条例は、太陽光発電設備の設置及び維持管理について必要な事項を定めることで、太陽光発電設備の適正な導入を促し、災害の防止や自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を図ることを目的としています。

(2) 条例の対象

本条例では、**出力が10キロワット以上の太陽光発電設備**を設置して太陽光発電を行う事業を条例の対象としています。よって、10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合には、本条例に規定される手続きや設備の維持管理を行わなければなりません。

出力が10キロワット未満の太陽光発電設備は条例の対象とはなりません。同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所(※)に設置する太陽光発電設備の出力が10キロワット以上となる場合には、条例の対象となります。

また、建築物や主たる用途が太陽光発電事業以外の工作物に設置される太陽光発電設備は、本条例の対象外としています。

これは、建築物等に設置される太陽光発電設備については、適正に維持管理されることが見込まれ、災害の防止や地域住民の生活環境等へ影響を及ぼす可能性が低いと考えられるためです。

(※)電気事業法施行規則における「一の需要場所」とみなされる事業区域が隣接している場所や、私道等を意図的に設置し分断して設置している場所などを指します。

(3) 事業者の責務

事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、再エネ特措法、電気事業法、森林法、農地法等の関係法令及び本条例を遵守することに加えて、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全のために必要な措置を講じる必要があります。

加えて、太陽光発電設備の出力や事業区域の場所によっては、法令において行政機関への手続きが必要となる場合がありますので、事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど関係法令を確認して、適切に手続きを行ってください。

また、事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。これは、長期間にわたる太陽光発電事業を安定的に実施するためには、太陽光発電設備が設置される地域の住民との信頼関係が重要であるためです。

そのため、地域住民が太陽光発電事業の実施に対して不安を抱かないよう、事業者は地域住民と十分にコミュニケーションを図り事業を進めることが望ましいです。

(4) 抑制区域

本条例では、太陽光発電設備を設置することにより、災害の防止や自然環境、生活環境及び景

観その他の地域環境の保全を図るため、太陽光発電事業の実施には配慮が必要と考えられる区域を抑制区域として指定しています。

よって、抑制区域として指定されている区域については、事業区域に含めないようお願いいたします。

なお、抑制区域について、市長が必要と認めるときは、区域の変更や指定を解除する場合があります。

抑制区域に指定されている区域については、以下のとおりです。

抑制区域の名称	関係法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
史跡名勝天然記念物が所在する区域	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）
風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
土砂災害特別警戒区域	
県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）
愛知県自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）
第一種特別地域	愛知県立自然公園条例施行規則（昭和43年愛知県規則第34号）
市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）

（5）条例に基づく手続き

事業者は、豊橋市内での太陽光発電事業の実施について、条例に基づき以下の手続きが必要となります。

各手続きの詳細については、「3 条例に基づく手続き」（本手引書11ページ以降）に記載の各項目をご確認ください。

No.	手続等	内容	手続の時期	関係様式
1	市との事前協議	太陽光発電設備の設置について市と事前の協議	地域住民への説明会を開催する前	様式第1号
2	地域住民への説明会	太陽光発電事業についての説明会の開催	工事着手の届出をする前	様式第3号
3	工事着手の届出	太陽光発電事業工事計画届の提出	太陽光発電設備の設置工事に着手する日の30日前まで	様式第2号
4	工事変更の届出	太陽光発電事業工事変更届の提出	太陽光発電設備の設置工事の内容を変更しようとする場合	様式第4号
5	工事完了の届出	太陽光発電事業工事完了(中止)届の提出	太陽光発電設備の設置工事が完了した場合	様式第5号
6	工事中止の届出	太陽光発電事業工事完了(中止)届の提出	太陽光発電設備の設置工事を中止した場合	様式第5号
7	標識の設置	事業内容に関する標識の設置	太陽光発電事業を行っている間	—
8	承継の届出	事業承継届出書の提出	太陽光発電事業を承継した日から30日以内	様式第6号
9	廃止の届出	太陽光発電事業廃止届の提出	太陽光発電事業を廃止しようとするとき	様式第7号

※本条例の施行期日（令和7年7月1日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、1～6の手続きは不要です。

（6）維持管理

事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たっては、災害の防止や地域環境の保全等に支障が生じないように、太陽光発電設備と事業区域を常に安全かつ良好な状態に維持する必要があります。

また、太陽光発電事業に起因して災害の防止や地域環境の保全等に支障が生じてしまった場合には、速やかな支障の除去と再発防止のための措置を行う必要があります。

太陽光発電事業は、事業期間が長期にわたることが想定されますので、事業の実施期間中に様々な問題が発生することも考えられます。国が作成しているガイドライン等を参考に、良好な状態で太陽光発電事業を継続できるよう維持管理を行ってください。

●太陽光発電設備と事業区域を安全かつ良好な状態にするための維持管理の例

- ・ 太陽光発電設備の定期的な保守点検
- ・ 事業区域内の定期的な除草
- ・ 土砂や雨水の流出、法面の崩壊等への対策
- ・ 第三者が侵入しないようフェンスや出入口の管理
- ・ 災害発生時の速やかな現地確認 など

(7) 助言・指導や罰則等

本条例の目的を踏まえ、太陽光発電設備の適正な設置や災害の防止等を図るための実効性を確保する手段として、助言や指導、勧告のほか、罰則等の規定を設けています。

①報告の徴収・立入調査

市長は、本条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告や資料の提出を求めることができます。

また、事業区域や事業所に立ち入り、関係者に質問をすることができます。

②助言・指導

市長は、本条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、助言又は指導をすることができます。

③勧告

市長は、事業者が以下に該当する場合には、当該事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができます。

関係手続等	内容
事前協議	・ 事前協議をしなかった。 ・ 虚偽の内容に基づいて事前協議をした。
地域住民への説明会	・ 説明会を開催しなかった。 ・ 虚偽の内容に基づいて説明会を開催した。
工事着手の届出	・ 工事着手の届出を提出しなかった。 ・ 虚偽の届出を提出した。
工事変更の届出	・ 工事変更の届出を提出しなかった。 ・ 虚偽の届出を提出した。
工事完了の届出	・ 工事完了の届出を提出しなかった。 ・ 虚偽の届出を提出した。
工事中止の届出	・ 工事中止の届出を提出しなかった。 ・ 虚偽の届出を提出した。
標識の設置	・ 標識を設置しなかった。 ・ 虚偽の事項を記載した標識を設置した。 ・ 標識の記載事項に変更があった場合に、標識を修正しなかった。 ・ 標識の記載事項に変更があった場合に、虚偽の修正をした。
維持管理	・ 災害の防止等に支障が生じないよう必要な措置を講じなかった。 ・ 災害の防止等に支障が生じた場合に支障の除去及び再発防止のための措置を講じなかった。
承継の届出	・ 承継の届出を提出しなかった。 ・ 虚偽の届出を提出した。

関係手続等	内容
廃止の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止の届出を提出しなかった。 ・ 虚偽の届出を提出した。
太陽光発電設備の撤去、処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備の撤去及び処分を適切に行わなかった。
報告の徴収、立入調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの求めに対し、報告や資料の提出をしなかった。 ・ 虚偽の報告をした、又は虚偽の資料を提出した。 ・ 市の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。 ・ 市からの質問に対して答弁をしなかった、又は虚偽の答弁をした。

④公表

市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

なお、公表にあたっては、公表の対象となる者に弁明の機会が与えられます。

⑤命令

市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告された措置をとらなかった場合に、必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けて、勧告した措置をとるよう命令することができます。

命令を受けた者は、必要な措置を講じた上で、速やかに市長に報告する必要があります。

⑥罰則

命令を受けて従わない者は、**5万円以下の過料**を科します。

また、法人等に所属する者が違反行為をした場合は、その者のほか、その法人等についても同様の過料を科します。

(8) 施行期日

本条例の施行期日は、**令和7年7月1日**です。

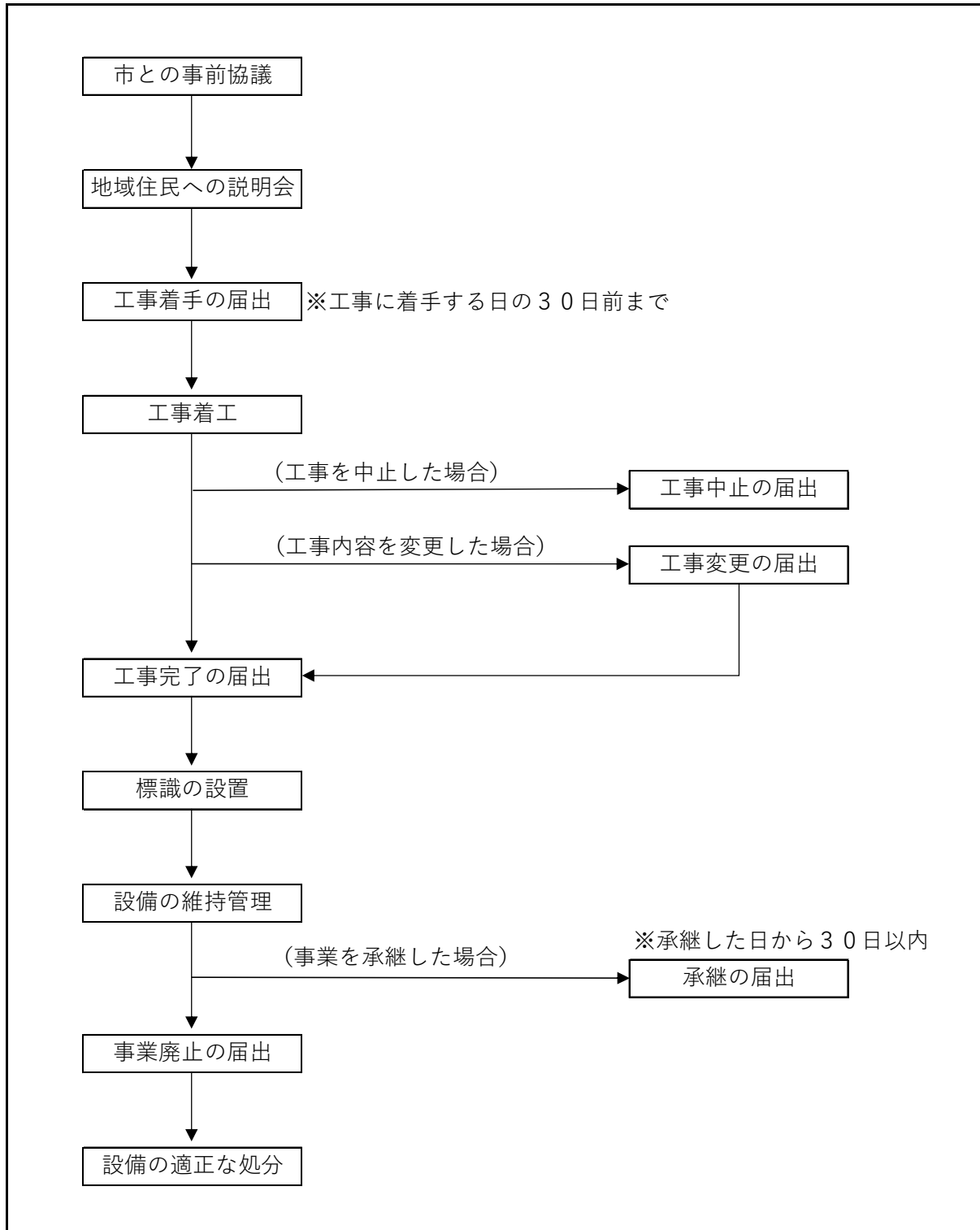
本条例の施行後に豊橋市内で太陽光発電事業を実施する事業者は、本条例に定められた規定を遵守し、必要な手続きを行う必要があります。

ただし、本条例の施行前に、太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、「事前協議」、「地域住民への説明会」、「工事着手の届出」、「工事変更の届出」、「工事完了の届出」及び「工事中止の届出」の手続きは不要です。

3 条例に基づく手続き

(1) 手続きの流れ

条例に基づき事業者が行う手続きの流れは、以下のとおりです。



(2) 各届出における必要書類

条例に基づき事業者が行う届出における必要書類は、以下のとおりです。

届出名	届出時期	必要書類
市との事前協議	地域住民への説明会を開催する前	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議申出書（様式第1号） ・説明会で配布予定の説明資料 ・地域住民の範囲が分かる地図等 ・その他市長が必要と認める書類
工事着手の届出	太陽光発電設備の設置工事に着手する日の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市太陽光発電事業工事計画届（様式第2号） ・位置図（縮尺1／10,000以上） ・太陽光発電設備の構造図 ・法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合のみ） ・太陽光発電設備の設置工事の工程表 ・土地利用現況図（縮尺1／1,000以上） ・事業計画図（縮尺1／10,000以上） ・排水計画図（縮尺1／10,000以上） ・公図の写し ・説明会概要報告書（様式第3号） ・説明会の議事録 ・その他市長が必要と認める書類
工事変更の届出	太陽光発電設備の設置工事の内容を変更しようとする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市太陽光発電事業工事変更届（様式第4号） ・工事着手の届出で提出した書類のうち、変更内容に係る書類
工事完了の届出	太陽光発電設備の設置工事が完了した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届（様式第5号）
工事中止の届出	太陽光発電設備の設置工事を中止した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届（様式第5号）
太陽光発電事業の承継の届出	太陽光発電事業を承継した日から起算して30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継届出書（様式第6号） ・事業者の権利義務を承継した事実を証する書類 ・承継した法人の登記事項証明書（法人が承継した場合のみ） ・その他市長が必要と認める書類
太陽光発電事業の廃止の届出	太陽光発電事業を廃止しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市太陽光発電事業廃止届（様式第7号）

(3) 具体的な手続き

本条例に基づき事業者が行う具体的な手続きの内容は、以下のとおりです。

なお、ここでは本条例に基づく手続きを記載しております。他の法令等で手続きが定められている場合は、事業者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、確認及び必要な手続きを行ってください。

①市との事前協議

豊橋市内で太陽光発電事業を実施しようとするときは、本条例に基づく市との事前協議が必要です。

本条例の施行期日（令和7年7月1日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、この手続きは不要です。

【事前協議の時期】

地域住民への説明会を開催する前

【提出書類】

提出書類	備考
事前協議申出書（様式第1号）	記入例を参考に記載してください。
説明会で配布予定の説明資料	説明会で説明するすべての項目の概要について記載してください。
地域住民の範囲が分かる地図等	地図等に地域住民の範囲が分かるよう示したものを提出してください。
その他市長が必要と認める書類	

②地域住民への説明会

事業者は市との事前協議を行った後、本条例に基づく地域住民への説明会を実施する必要があります。

本条例における地域住民とは、太陽光発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると認められる者を指します。設置する太陽光発電設備の出力に応じて地域住民の範囲が異なりますので、ご注意ください。

太陽光発電事業についての説明会を再エネ特措法など他の法令等に基づき実施する場合は、本条例に定める地域住民の範囲及び説明事項を満たして実施されていれば、本条例に基づく説明会を兼ねて実施したものとみなします。

本条例の施行期日（令和7年7月1日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、この手続きは不要です。

【説明会開催の時期】

工事着手の届出をする前

【地域住民の範囲】

	太陽光発電設備の出力	
	10kW以上50kW未満	50kW以上
地域住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物を所有する者 ・事業区域の境界から100m以内に居住する者 ・その他市長が一定の影響を受けると認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物を所有する者 ・事業区域の境界から300m以内に居住する者 ・その他市長が一定の影響を受けると認めた者

【説明事項】

説明事項	備考
事業者の住所、氏名	法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を説明してください。
太陽光発電事業の事業区域	
太陽光発電設備の出力	
太陽光発電設備の設置工事及び太陽光発電事業の開始予定時期	設置を行う予定の太陽光発電設備や設置工事のスケジュール、工事内容等も含めて説明してください。
太陽光発電設備の維持管理に関する事項	太陽光発電設備と事業区域を常に安全かつ良好な状態に維持するための計画等について説明してください。
その他市長が必要と認める事項	

③工事着手の届出

事業者は、地域住民への説明会が終わった後、太陽光発電設備の設置工事に着手する前に工事着手の届出を提出する必要があります。

工事着手の届出は、**太陽光発電設備の設置工事に着手する30日前まで**に手続きが必要となりますので、スケジュールに余裕をもってご提出ください。

なお、「太陽光発電設備の設置工事」には、太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採や盛土、切土等の造成工事を含みます。

本条例の施行期日（令和7年7月1日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、この手続きは不要です。

【届出の時期】

太陽光発電設備の設置工事に着手する日の30日前まで

【提出書類】

提出書類	備考
豊橋市太陽光発電事業工事計画届（様式第2号）	記入例を参考に記載してください。

提出書類	備考
位置図（縮尺 1 / 10,000以上）	事業区域の場所が分かる地図等を提出してください。
太陽光発電設備の構造図	太陽光発電設備の構造のほか、仕様等についても記載してください。
法人の登記事項証明書	事業者が法人の場合のみ提出してください。
太陽光発電設備の設置工事の工程表	工事から事業開始までのスケジュールを示してください。
土地利用現況図（縮尺 1 / 1,000以上）	工事实施前の現況を示してください。
事業計画図（縮尺 1 / 10,000以上）	太陽光発電設備の構造図、排水計画図と同図面で兼ねることも可能です。
排水計画図（縮尺 1 / 10,000以上）	
公図の写し	
説明会概要報告書（様式第 3 号）	記入例を参考に記載してください。
説明会の議事録	様式は任意です。
その他市長が必要と認める書類	

④工事変更の届出

工事着手の届出の提出後に、届け出た内容に変更が生じる場合は、あらかじめ工事変更の届出を提出する必要があります。

工事変更の届出をする場合には、あらかじめ変更内容について地域住民への説明会の開催が必要となります。ただし、以下に記載の工事内容の変更については、変更による地域住民への影響が軽微であると考えられるため、地域住民への説明会の開催は必要ありません。

本条例の施行期日（令和 7 年 7 月 1 日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、この手続きは不要です。

【届出の時期】

太陽光発電設備の設置工事の内容を変更しようとする場合

【提出書類】

提出書類	備考
豊橋市太陽光発電事業工事変更届（様式第 4 号）	記入例を参考に記載してください。
工事着手の届出の添付書類として提出した書類のうち、変更の内容に関係する書類	変更の内容に関係しない書類については提出不要です。

【工事変更の届出に伴う説明会の開催が不要な変更】

- ・事業者の氏名及び住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）の変更
- ・太陽光発電設備の出力が減少する変更
- ・その他市長が認める軽微な変更

⑤工事完了の届出

工事着手の届出の提出後に、工事が完了した場合は、速やかに工事完了の届出を提出する必要があります。

本条例の施行期日（令和7年7月1日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、この手続きは不要です。

【届出の時期】

太陽光発電設備の設置工事が完了した場合

【提出書類】

豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届（様式第5号）

⑥工事中止の届出

工事着手の届出の提出後に、工事を中止した場合は、速やかに工事完了の届出を提出する必要があります。

本条例の施行期日（令和7年7月1日）よりも前に太陽光発電設備を設置している、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、この手続きは不要です。

【届出の時期】

太陽光発電設備の設置工事を中止した場合

【提出書類】

豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届（様式第5号）

⑦標識の設置

太陽光発電事業を行っている間は、事業区域内の見やすい場所に標識を設置する必要があります。（様式は任意です。）

また、標識に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに標識の修正をしなければなりません。

なお、再エネ特措法など他の法令に基づき標識を既に設置しており、設置済みの当該標識が本条例に定める標識の記載事項を満たしている場合は、本条例に基づく標識を新たに設置する必要はありません。

設置済みの当該標識が本条例に定める標識の記載事項を満たしていない場合は、標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、本条例に基づく標識の設置がされているものとみなします。

【設置する時期】

太陽光発電事業を行っている間

【記載事項】

記載事項	備考
太陽光発電設備の名称	
太陽光発電設備の設置場所	
太陽光発電設備の合計出力	
事業者の氏名及び住所	法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
事業者の連絡先	災害や事故等の緊急時に連絡が取れる連絡先を記載するよう努めてください。
太陽光発電設備の維持管理を行う者の氏名	法人の場合は、名称及び代表者氏名を記載してください。
太陽光発電設備の維持管理を行う者の連絡先	災害や事故等の緊急時に連絡が取れる連絡先を記載するよう努めてください。
事業開始年月日	

⑧承継の届出

譲渡や相続、合併等の理由により、太陽光発電事業を譲り受けた者は、承継の届出を提出する必要があります。

【届出の時期】

太陽光発電事業を承継した日から起算して30日以内

【提出書類】

提出書類	備考
事業承継届出書（様式第6号）	記入例を参考に記載してください。
事業者の権利義務を承継した事実を証する書類	
事業者の権利義務を承継した法人の登記事項証明書	譲り受けた者が法人の場合のみ提出してください。
その他市長が必要と認める書類	

⑨廃止の届出

太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ廃止の届出を提出する必要があります。
また、太陽光発電事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電設備を撤去し、事業者の責任において、関係法令に則り適正に処分を行ってください。

【届出の時期】

太陽光発電事業を廃止しようとするとき

【提出書類】

豊橋市太陽光発電事業廃止届（様式第7号）

（4）手続きにおける注意点

- ・本条例の施行前に太陽光発電設備の設置工事に着手している場合は、事前協議や地域住民への説明会、工事に伴う各種届出などを行う必要はありませんが、本条例の施行後は条例に規定された手続きが必要となります。太陽光発電設備の設置工事に着手する日によっては、手続きのスケジュールがタイトになることが想定されますので、早めの確認、相談等をお願いします。
- ・説明会開催の周知方法について、本条例で要件は定めておりませんが、説明の対象となる地域住民へ適切な情報提供を行っていただきますようお願いします。（例：ポスティングによる書面での案内、戸別訪問など）
- ・説明会開催の日時や場所について、本条例で要件は定めておりませんが、地域住民の出席にご配慮いただき、適切な設定をお願いします。

【参考】関連法令（抜粋）

【電気事業法（昭和30年法律第170号）】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十八 電気工作物 発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

【建築基準法（昭和25年法律第201号）】

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨こ線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

【砂防法（明治30年法律第29号）】

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

【文化財保護法（昭和25年法律第214号）】

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

【森林法（昭和26年法律第249号）】

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合に圧手は、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

【都市計画法（昭和43年法律第100号）】

（地域計画）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

七 風致地区

【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）】

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）】

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

【愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）】

(指定)

第二十九条 知事は、記念物のうち県にとって重要なものを愛知県指定史跡、愛知県指定名勝又は愛知県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

【自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）】

(指定)

第二十条 知事は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の自然環境保全地域に含まれない区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを愛知県自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができる。

- 一 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- 二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- 三 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- 四 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前三号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

【愛知県立自然公園条例施行規則（昭和43年愛知県規則第34号）】

(特別地域の区分)

第十条 公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次

の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）

【豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）】

（指定）

第二十六条 委員会は、記念物のうち市にとって重要なものを市長と協議の上豊橋市指定史跡、豊橋市指定名勝又は豊橋市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

參考資料

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市条例第48号

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び維持管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な導入を促し、もって災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全（以下「災害の防止等」という。）を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物であって、太陽光を電気に変換するための設備及びこれに附属する設備（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）その他主たる用途が太陽光発電事業以外の工作物に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備（太陽光発電設備の出力が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電設備により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）に限る。）を設置し、発電する事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 地域住民 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響を受けると認められる者として規則で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、太陽光発電事業に起

因する災害の防止等のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業について地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(抑制区域)

第4条 市長は、災害の防止等を図るため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域（以下「抑制区域」という。）を規則で定めるところにより指定し、事業者に対し事業区域を抑制区域に含めないよう周知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域の区域を変更し、又は指定を解除することができる。

(事前協議)

第5条 第7条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、次条第1項の規定による説明会を開催する前に、規則で定めるところにより、市長とあらかじめ協議をしなければならない。

(地域住民への説明会)

第6条 次条第1項の届出をしようとする事業者は、当該届出をする前に、地域住民に対し、太陽光発電事業について、規則で定めるところにより、説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定は、次条第2項の届出をしようとする場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事着手等の届出)

第7条 事業者は、太陽光発電設備の設置工事（当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採及び盛土、切土その他の造成工事を含む。以下「工事」という。）に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした事業者は、当該届出の内容を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- 3 事業者は、工事を完了し、又は中止した場合は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第8条 事業者は、太陽光発電事業を行っている間、規則で定めるところにより、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

- 2 事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに当該事項

を修正しなければならない。

(維持管理等)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たっては、災害の防止等に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持するよう必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業に起因して災害の防止等に支障が生じた場合は、速やかに当該支障を除去するとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(太陽光発電事業の承継の届出)

第10条 事業者から譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光発電事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者)は、承継した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電事業の廃止)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、関係法令に基づき、速やかに太陽光発電設備を撤去し、適正に処分しなければならない。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業区域若しくは事業所に立ち入り、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業区域又は事業所に立ち入ろうとする職員又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、助言し、又は指導することができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者

対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて協議をしたとき。

(2) 第6条の規定による説明会を開催せず、又は虚偽の内容に基づいて説明会を開催したとき。

(3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第8条に規定する標識を設置せず、又は虚偽の事項を記載した標識を設置したとき。

(5) 第8条第2項に規定する修正を行わず、又は虚偽の修正を行ったとき。

(6) 第9条に規定する措置を講じなかったとき。

(7) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(8) 第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(9) 第11条第2項の規定による撤去及び処分を行わなかったとき。

(10) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第15条 市長は、第13条第2項による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、必要な措置を講じた上で、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第15条第1項に規定する命令に従わない者は、5万円以下の過料を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において太陽光発電設備を設置し、又は工事に着手している事業者については、第5条から第7条までの規定は適用しない。

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月20日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市規則第69号

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和6年豊橋市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域住民)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める地域住民は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物を所有する者
- (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事業区域の境界からの距離の範囲内に居住する者
 - ア 太陽光発電設備の出力が50キロワット未満の場合 100メートル
 - イ 太陽光発電設備の出力が50キロワット以上の場合 300メートル
- (3) その他太陽光発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると市長が特に認めた者

(抑制区域)

第3条 条例第4条第1項の規則で定めるところにより指定する抑制区域は、次に掲げる区域等とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区

- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - (7) 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第29条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
 - (8) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第20条第1項に規定する愛知県自然環境保全地域
 - (9) 愛知県立自然公園条例施行規則（昭和43年愛知県規則第34号）第10条第1号に規定する第一種特別地域
 - (10) 豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）第26条第1項に規定する市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- （事前協議）

第4条 条例第5条に規定する協議は、事前協議申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 説明会において配布を予定している説明資料
 - (2) 地域住民の範囲が分かる地図等
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （地域住民への説明会）

第5条 条例第6条第1項の規定による説明会においては、次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 太陽光発電事業の事業区域
- (3) 太陽光発電設備の出力
- (4) 太陽光発電設備の設置工事及び太陽光発電事業の開始予定時期
- (5) 太陽光発電設備の維持管理に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の

氏名)の変更

- (2) 発電設備の出力の減少
- (3) その他市長が認める軽微な変更

(工事着手等の届出)

第6条 条例第7条第1項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業工事計画届(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 位置図(縮尺1/10,000以上のもの)
- (2) 太陽光発電設備の構造図
- (3) 法人の登記事項証明書(事業者が法人の場合に限る。)
- (4) 太陽光発電設備の設置工事の工程表
- (5) 土地利用現況図(縮尺1/1,000以上のもの)
- (6) 事業計画図(縮尺1/1,000以上のもの)
- (7) 排水計画図(縮尺1/1,000以上のもの)
- (8) 公図の写し
- (9) 説明会概要報告書(様式第3号)
- (10) 説明会の議事録
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 条例第7条第2項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業工事変更届(様式第4号)に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

3 条例第7条第3項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業工事完了(中止)届(様式第5号)により行うものとする。

(標識の設置)

第7条 条例第8条第1項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 太陽光発電設備の名称
- (2) 太陽光発電設備の設置場所
- (3) 太陽光発電設備の合計出力
- (4) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (5) 事業者の連絡先
- (6) 太陽光発電設備の維持管理を行う者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(7) 太陽光発電設備の維持管理を行う者の連絡先

(8) 事業開始年月日

(太陽光発電事業の承継の届出)

第8条 条例第10条に規定する届出は、事業承継届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業者の権利義務を承継した事実を証する書類

(2) 事業者の権利義務を承継した法人の登記事項証明書（承継した者が法人の場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

(太陽光発電事業の廃止の届出)

第9条 条例第11条第1項に規定する届出は、豊橋市太陽光発電事業廃止届（様式第7号）により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、豊橋市職員服務規程（昭和33年豊橋市訓令第5号）第3条の2第1項に定める身分証明書とする。

(公表)

第11条 条例第14条第1項に規定による公表は、市の掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(命令)

第12条 条例第15条第1項に規定する命令は、命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第15条第2項に規定する報告は、命令に関する報告書（様式第9号）により行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

事前協議申出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 5 条の規定により事前協議を申し出ます。

なお、本申出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

事業者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所 氏名
太陽光発電設備の出力※1	k W
設置場所	豊橋市
事業開始予定日	年 月 日
説明会開催日時※2	年 月 日 時 分 ~ 時 分
説明会開催場所※2	

※1 「太陽光発電設備の出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の定格発電出力（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 未定の場合は、空欄としてください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事計画届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	
設置場所	豊橋市
太陽光発電設備の出力※	k W
事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）	住所 氏名
施工予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業開始予定日	年 月 日

※ 「太陽光発電設備の出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の定格発電出力（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

様式第3号（第6条関係）

説明会概要報告書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり太陽光発電事業について説明会を行いましたので、同条例第7条第1項の規定により報告します。

記

開催日時	
開催場所	
説明者の所属及び氏名	
参加人数	
参加者からの主な意見又は要望及びこれらに対する回答	
備考	

様式第4号（第6条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事変更届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備の工事計画を変更するので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称※1		
設 置 場 所	豊橋市	
事 業 者 （法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	氏名
変 更 の 内 容 ※ 2	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 予 定 日	年 月 日	

※1 太陽光発電設備の名称を変更する場合にあっては、変更前の内容を記載してください。

※2 太陽光発電設備の名称、定格発電出力又は事業者の住所・氏名（法人の代表者の氏名を除く。）を変更する場合にあっては、その内容を記載してください。

様式第5号（第6条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電設備の設置工事を完了（中止）しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	
設 置 場 所	豊橋市
事 業 者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 氏名
工事完了（中止）日	年 月 日
事業開始（予定）日※	年 月 日

※ 工事を中止した場合は、記入不要です。

事業承継届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電事業の権利義務を承継しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第10条の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	
設 置 場 所	豊橋市
承 継 後 の 事 業 者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 氏名
承 継 前 の 事 業 者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 氏名
承 継 年 月 日	年 月 日

豊橋市太陽光発電事業廃止届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電事業を廃止しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	
設置場所	豊橋市
事業者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）	住所 氏名
廃止理由	
廃止年月日	年 月 日
太陽光発電設備撤去日※	年 月 日

※ 太陽光発電設備の撤去が完了していない場合は、予定年月日を記載してください。

命令書

豊橋市達第 号

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり期限までに措置をとるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第17条の規定により5万円以下の過料が科されます。

年 月 日

豊橋市長

記

太陽光発電設備の名称	
設 置 場 所	豊橋市
命 令 へ の 措 置 期 限	年 月 日
命 令 事 項	

この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は、豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第9号（第12条関係）

命令に関する報告書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 号命令書にて命じられましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条第2項の規定により報告します。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	
設置場所	豊橋市
対応状況	
完了日	年 月 日

(参考) 太陽光発電設備の設置等に関する主な法令と市の所管課一覧

本一覧は、太陽光発電設備の設置工事等に際して、市が所管する主な関係法令を参考として例示したものです。太陽光発電設備の規模や工事の内容によっては、他の法令等の手続きが必要となる場合があります。事業者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、確認及び必要な手続きを行ってください。

No.	法令名	市の所管課	連絡先
1	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	ゼロカーボンシティ推進課	0532-51-2419
2	豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例		
3	自然公園法	環境保全課	0532-51-2394
4	愛知県立自然公園条例		
5	騒音規制法		
6	振動規制法		
7	県民の生活環境の保全等に関する条例		
8	土壌汚染対策法		
9	水質汚濁防止法	農業支援課	0532-51-2490
10	森林法		
11	漁港及び漁場の整備等に関する法律		
12	海岸法		
13	豊橋市海岸占用料等徴収条例	農業企画課	0532-51-2457
14	農業振興地域の整備に関する法律	農業委員会事務局	0532-51-2950
15	農地法	土木管理課 河川課	
16	豊橋市河川等公共物の管理に関する条例	土木管理課	0532-51-2506
17	道路法	河川課	0532-51-2541
18	河川法		
19	砂防法		
20	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築指導課	0532-51-2580
21	都市計画法	都市計画課	0532-51-2622
		(用途地域等の確認)	
22	建築基準法	建築指導課	0532-51-2582
23	電波法		
24	宅地造成及び特定盛土等規制法		0532-51-2584
25	風致地区内における建築等の規制に関する条例	都市計画課	0532-51-2615
26	景観法		
27	豊橋市まちづくり景観条例		
28	豊橋市屋外広告物条例		

No.	法令名	市の所管課	連絡先
29	国土利用計画法	都市計画課	0532-51-2615
30	公有地の拡大の推進に関する法律		
31	都市公園法	公園緑地課 (都市公園内に設置する場合)	0532-51-2650
32	豊橋市都市公園条例		
33	消防法	予防課	0532-51-3115
34	豊橋市火災予防条例		
35	文化財保護法	美術博物館 (文化財センター)	0532-56-6060
36	愛知県文化財保護条例		
37	豊橋市文化財保護条例		

様式集（記入例）

事前協議申出書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町 1 番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 5 条の規定により事前協議を申し出ます。

なお、本申出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 豊橋市今橋町 1 番地 氏名 豊橋〇〇株式会社 代表取締役 豊橋 太郎
太陽光発電設備の出力※ ¹	150 k W
設置場所	豊橋市 今橋町〇-△、〇-□
事業開始予定日	令和〇年 〇月 〇日
説明会開催日時※ ²	令和〇年 〇月 〇日 〇〇時 〇〇分 ~ 〇〇時 〇〇分
説明会開催場所※ ²	〇〇校区市民館

※1 「太陽光発電設備の出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の定格発電出力（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 未定の場合は、空欄としてください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事計画届

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町 1 番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	〇〇太陽光発電
設置場所	豊橋市 今橋町〇-△、〇-□
太陽光発電設備の出力※	150 kW
事業者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	住所 豊橋市今橋町 1 番地 氏名 豊橋〇〇株式会社 代表取締役 豊橋 太郎
施工予定期間	令和〇年 〇月 〇日 から 令和〇年 〇月 〇日 まで
事業開始予定日	令和〇年 〇月 〇日

※ 「太陽光発電設備の出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の定格発電出力（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

説明会概要報告書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町1番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり太陽光発電事業について説明会を行いましたので、同条例第7条第1項の規定により報告します。

記

開催日時	令和〇年〇月〇日 13:00~14:00
開催場所	〇〇校区市民館
説明者の所属及び氏名	豊橋〇〇株式会社 第一事業部 豊橋 三郎
参加人数	15人
参加者からの主な意見又は要望及びこれらに対する回答	（要望） ・雨水で事業区域外に土砂が流出しないよう留意していただきたい。 （回答） ・雨水が排水溝に流れるよう対策を講じるとともに、雨水樹の定期的な管理を行う。
備考	

様式第4号（第6条関係）

豊橋市太陽光発電事業工事変更届

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町1番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり太陽光発電設備の工事計画を変更するので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称※1	〇〇太陽光発電	
設置場所	豊橋市 今橋町〇-△、〇-□	
事業者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	豊橋市今橋町1番地
	氏名	豊橋〇〇株式会社 代表取締役 豊橋 太郎
変更の内容※2	変更前	太陽光発電設備の出力 150kW
	変更後	太陽光発電設備の出力 200kW
変更予定日	令和〇年 〇月 〇日	

※1 太陽光発電設備の名称を変更する場合にあっては、変更前の内容を記載してください。

※2 太陽光発電設備の名称、定格発電出力又は事業者の住所・氏名（法人の代表者の氏名を除く。）を変更する場合にあっては、その内容を記載してください。

豊橋市太陽光発電事業工事完了（中止）届

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町1番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり太陽光発電設備の設置工事を完了（中止）しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	〇〇太陽光発電
設置場所	豊橋市 今橋町〇-△、〇-□
事業者 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</small>	住所 豊橋市今橋町1番地 氏名 豊橋〇〇株式会社 代表取締役 豊橋 太郎
工事完了（中止）日	令和〇年 〇月 〇日
事業開始（予定）日※	令和〇年 〇月 〇日

※ 工事を中止した場合は、記入不要です。

事業承継届出書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町1番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇**

〇

下記のとおり太陽光発電事業の権利義務を承継しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第10条の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	〇〇太陽光発電
設置場所	豊橋市 今橋町〇-△、〇-□
承継後の事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 豊橋市今橋町〇-〇 氏名 豊橋△△株式会社 代表取締役 愛知 花子
承継前の事業者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 豊橋市今橋町1番地 氏名 豊橋〇〇株式会社 代表取締役 豊橋 太郎
承継年月日	令和〇年 〇月 〇日

豊橋市太陽光発電事業廃止届

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住所 **豊橋市今橋町1番地**

氏名 **豊橋〇〇株式会社**

代表取締役 豊橋 太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり太陽光発電事業を廃止しましたので、豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

なお、本届出に当たり記載した下記の内容について、豊橋市が法令等に基づいて行う事務において、適正な業務遂行の範囲内で利用することに同意します。

記

太陽光発電設備の名称	〇〇太陽光発電
設置場所	豊橋市 今橋町〇-△、〇-□
事業者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	住所 豊橋市今橋町1番地 氏名 豊橋〇〇株式会社 代表取締役 豊橋 太郎
廃止理由	固定価格買取制度による買取期間が満了したため
廃止年月日	令和〇年 〇月 〇日
太陽光発電設備撤去日*	令和〇年 〇月 〇日

* 太陽光発電設備の撤去が完了していない場合は、予定年月日を記載してください。